



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

平成20年
9月26日
(金曜日)
第 13088号

田 次

告 示

○森林法(第百八十九条の規定による掲示及び告示)

(1)(六〇・森林整備課)一

○平成二十年度佐賀県准看護師試験の実施

○競争入札の参加者の資格

○ 告 示

(医務課)一
(建設・技術課)三

○佐賀県告示第三百六十号

平成二十年六月二十五日付け農林水産省告示第十五十三号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林についてせ、当該処分に係る通知の相手方となる森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不分明であるので、森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第百八十九条の規定により、その通知の内容を唐津市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成二十年九月二十六日

佐賀県知事　古川　康

〔次のもつゝせ、省略〕、の関係書類を佐賀県県立へり本部森林整備

一 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保牧林の所在場所

不分明である通知の相手方

氏名	住所	所
吉村　丈太郎	唐津市七山荒川一〇〇	
青木　久太郎	唐津市七山荒川一〇〇	
王丸　伊八	唐津市七山荒川六七	

唐津市七山荒川字細川一一一〇三

唐津市七山荒川字平野八五八の四

織山　庄八	唐津市七山荒川六七
古川　太七	唐津市七山荒川六七
前田　儀八	唐津市七山荒川六八
前田　幸平	唐津市七山荒川六六
吉村　丈太郎	唐津市七山荒川四六

一 保安林として指定された田的

土砂の流出の防備

二 變更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 次の森林についてせ、主伐は折伐による。

唐津市七山荒川字細川一一一〇三

イ もの他の森林についてせ、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をやむ」とができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係るものせ、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のもつゝせ、省略〕、の関係書類を佐賀県県立へり本部森林整備

課並びに唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○ 公 告

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、平成20

年度佐賀県准看護師試験を次のとおり行います。

平成20年9月26日

1	試験日時	(1)実施日 平成21年2月20日(金) (2)試験時間 13時30分から16時00分まで	佐賀県知事 古川康
2	試験場所	グランデ はがくれ(佐賀市天神二丁目1番36号)	郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
3	試験科目	人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 病気の成り立ち 感染と予防 看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	佐賀県健康福祉本部医務課看護担当
4	受験資格	次のいずれかに該当する者	試験手数料として、6,900円の佐賀県収入証紙を受験願書の所定の位置にはり付けてください。
(1)	文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者 (平成21年3月までに修業する見込みの者を含む。)	佐賀県収入証紙の購入が困難な場合は、定額小為替証書若しくは普通為替証書(受取人は指定しないこと)を添付してください。(定額小為替証書及び普通為替証書は、ゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局で入手可)	なお、受験願書受理後は、既納の手数料は返還しません。
(2)	都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 (平成21年3月までに卒業する見込みの者を含む。)	また、郵便により受験願書を提出する場合は、書留してください。	
(3)	文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者 (平成21年3月までに修業する見込みの者を含む。)	なお、受験願書受理後は、既納の手数料は返還しません。	
(4)	厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者 (平成21年3月までに卒業する見込みの者を含む。)	9 提出書類 (1) 受験願書	
(5)	外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの (6) 外国のか看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの((5)に該当するものを除く。)	(2) 修業又は卒業証明書(平成21年3月までに修業又は卒業する見込みの者は、修業見込み証明書又は卒業見込み証明書) (3) 写真(出願前6か月以内に撮影した脱帽、正面及び上半身の写真で縦6センチメートル、横4センチメートルのものを受験願書の所定の欄にはり付けてください。)	平成21年1月6日(火)から1月13日(火)まで なお、郵送の場合は、1月13日付けの消印のあるものまで受け付けます。
5	試験方法	受験者に対する受験票の交付は、原則として各准看護師学校養成所あてに一括送付することによって行います。 個人受付け分は、個人あてに郵送します。	7 受験願書の提出先
6	受験願書の受付期間	11 合格発表	平成21年3月18日(水)午前10時 県庁玄関前掲示板に掲示するとともに

佐賀県庁ホームページ <http://www.pref.saga.lg.jp>に掲載します。

合格者には、合格証書を交付します。

12 受験者の開示請求

佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条の規定に基づく開示請求等の特例（簡易開示）に係る事務取扱要領により開示します。

- （5）受験手続等問い合わせ先
佐賀県健康福祉本部医務課看護担当
電話 代表 0952-24-2111（内線1818）
直通 0952-25-7072
E-mail imu@pref.saga.lg.jp

第13088号

（1）開示を行う期間 合格発表の日から1か月間
平成21年3月18日（水）から4月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）開示を行う場所 佐賀県健康福祉本部医務課

（3）開示を行う内容 総合得点

（4）開示請求の受付 受験票等にて本人であること確認

（5）開示の方法 閲覧

13 その他

（1）受験願書等用紙は、佐賀県健康福祉本部医務課看護担当あてに請求してください。

なお、郵便で請求する場合は願書等を送付する返信用封筒（A4サイズ

にあて先を明記し、140円切手をはつたもの）を同封してください。

（2）受験願書提出の際、郵便により提出する場合は、受験票を送付する返信用封筒（定型サイズにあて先を明記し、必要な額（80円に簡易書留郵便料金を加えた額）の切手をはつたもの）を同封してください。

一括申込みの場合は、返信用封筒にあて名を明記し、受験票の郵送に必要な額の切手（簡易書留郵便料金を含む。）をはり付けてください。

（3）修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、平成21年3月9日（月）までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。（学校毎に受験者を連名で証明することも可）

（4）当人は筆記用具、受験票を携行し、入室開始時刻12時30分から13時までに試験会場に入室してください。（会場での飲食及び喫煙は不可）

3

報公県賀佐

平成20年9月26日（金）

佐賀県知事 古川康

- 1 業種の区分
- （1）建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する建設工事の種類による。

- （2）建設関連業務
- ア 土木関係建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する建設コンサルタント業務の部門による。

- イ 建築関係建設コンサルタント業務 建築士事務所部門及び建築関係コンサルタント部門による。

- ウ 補償関係コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規定（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償コンサルタント業務の部門による。

<p>工 地質調査業務 才 測量業務 力 環境調査業務 キ その他</p> <p>2 申請の時期</p> <p>(1) 県内に本店を有する建設工事業者 平成20年12月9日から平成20年12月22日まで</p> <p>(2) 県内及び県外に本店を有する建設関連業者 平成20年10月21日から平成20年11月7日まで</p> <p>(3) 県外に本店を有する建設工事業者 (イ) 平成20年9月30日の時点において有効なISO(国際標準化機構) 9001及びISO14001の認証(財団法人日本適合性認定協会又はIAF (国際認定機関フォーラム)における国際相互承認協定を締結してい る認定機関が認定した審査登録機関が認証したものに限る。)及びエコ アクション21の認証を受けている場合は、その登録証の写し</p> <p>(ニ) 平成20年9月30日の直前2年間に建設業許可を取得し3年以上経 過している県内に本店を有する建設工事業者同士の合併又は事業譲渡 をしている場合は、合併・事業譲渡に係る申告書、合併・事業譲渡に 係る契約書の写し、合併・事業譲渡をした建設業者の建設業許可通知 書の写し、合併・事業譲渡により建設業許可を全部廃業した建設業者 の廃業届の写し及び合併・事業譲渡に係る総合評定値通知書の写し又 は佐賀県に提出した総合評定値請求書の写し</p> <p>(サ) 経営事項評価点数の対象期間に、建設業以外の日本標準産業分類へ 進出し、500万円以上支出している場合(新会社設立又は共同出資にて 新会社を設立している場合を含む。)は、新分野進出申告書、建設業以 外の産業分類の事業を行っていないことを証明する書面の写し及 び新分野進出に要した支出(500万円以上)を証明する書面の写し。さ らに、新会社を設立した場合は、新会社の商業登記簿謄本及び定款の 写し</p> <p>(ハ) 平成18年10月1日から平成19年9月30日までの間に審査基準日が ある総合評定値通知書の写し</p> <p>(カ) 平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に審査基準日が ある総合評定値通知書の写し(ただし、平成20年1月に改正された基</p>	<p>報 公 告 佐 賀 県</p> <p>平成20年9月26日(金)</p> <p>準による経営事項審査の総合評定値通知書の写しとする。) (ク) 平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に建設業法第28 条の規定による指示処分又は営業停止処分を受けた場合には、その通 知書の写し</p>
--	---

育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し、平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿、職員名簿の写し又は健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し。さらに、障害者雇用促進法に基づき身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある場合は、同法第43条第5項の規定により厚生労働大臣に提出した平成20年6月1日の時点の報告書の写し

(乙) 平成20年9月30日の直前2年間に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を卒業後6ヶ月以内に採用し、その者が平成20年9月30日の時点において在籍する場合は、新規学卒者雇用に係る申告書、卒業証書又は卒業証明書の写し、平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿又は職員名簿の写し及び採用時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し

(セ) 平成20年9月30日の時点において、高年齢者雇用安定法の一部を改正する法律（平成16年法律第16号）に規定する高年齢者雇用確保措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業及び介護休業について、就業規則又はこれに準ずるもので定めている場合は、高年齢者雇用制度・男女共同参画制度の措置に係る申告書及び平成20年9月30日までに労働基準監督署に提出した就業規則の写し又は就業規則に準ずるものとの写し

(ソ) 平成20年9月30日の直前2年間に各年1回以上のボランティア等地域貢献活動をした場合は、ボランティア等地域貢献活動報告書及び当該活動の実事を客観的に確認できるもの

(タ) 平成20年9月30日の時点において、建設業労働災害防止協会に加入している場合で、直前1年間（平成19年10月1日から平成20年9月30

日まで）に5割以上の活動に参加している場合は、建設業労働災害防止協会又は所属団体の活動証明書

(チ) 過去に佐賀県、佐賀県教育委員会又は佐賀県警察本部が発注した工事を受注し、かつ、当該工事について平成16年10月1日から平成20年9月30日までの間に完成検査を受けている場合は、当該工事の工事成績評定通知書の写し。なお、この期間に完成検査を受け、工事成績評定通知書を受領していない場合は、平成16年10月1日から平成20年9月30日までの請負契約書の写し（当該工事を建設工事共同企業体により受注した場合は、共同企業体協定書を含む。）

(ツ) 建設工事のうち土木一式工事及び舗装工事への入札参加を希望するもので、社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（C P D S）を受講している場合は、平成20年9月30日の時点における学習履歴証明書の写し。

また、建設工事のうち建築一式工事への入札参加を希望するもので、社団法人日本建築士会の継続学習制度（C P D）を受講している場合は、平成20年9月30日の時点における研修履歴証明書の写し。

(チ) 佐賀県建設業者施行能力等級評定要領第5条第9項の規定により現等級維持を希望する場合は、当該希望に係る申告書

(ト) 平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿の写し及び技術職員名簿で確認ができない技術職員の資格を証する書類の写し

(ナ) 建設工事のうち舗装工事、電気工事、管工事及び造園工事への入札参加を希望するもので、平成20年9月30日の時点において有効な資格（舗装工事にあっては「舗装施工管理技術者」、電気工事にあっては「電気工事士、電気主任技術者」、管工事にあっては「空気調和設備配管・冷凍空調和機器施工、給排水衛生設備配管、配管・配管工」、造園

- 工事にあっては「造園」の資格)を有する技能士等がいる場合は、その資格者証の写し及びその者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し。なお、当該技能士等が、(ト)に規定する技術職員名簿の写しに記載され、確認できる場合は、不要。
- (ニ) コンプライアンス実行宣言を行う場合については、コンプライアンス実行宣言書
- (ヌ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状
- (ヌ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書
- イ 県外に本店を有する建設工事業者が提出する書類
- (ア) アの(ア)から(キ)までに掲げる書類
- (イ) 平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に都道府県に提出した技術職員名簿の写し
- (ウ) 建設業の許可を受けた営業所に契約に関する事を委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状
- オ 県外に本店を有する建設関連業者が提出する書類
- (ア) アの(ア)から(オ)まで及びエの(ウ)から(オ)までに掲げる書類
- (イ) 入札参加を希望する業種(土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、地質調査業務及び測量業務に限る。)について国又は都道府県の登録を受けていることを証する書面の写し
- (ウ) 建築関係建設コンサルタント業務(建築士事務所部門に限る。)への入札参加を希望する場合は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていることを証する書面の写し
- (エ) 営業所に契約に関する事を委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状
- (ア) アの(ア)から(キ)まで及びイの(イ)から(エ)までに掲げる書類
- (イ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書
- エ 県内に本店を有する建設関連業者が提出する書類
- (ア) アの(ア)から(オ)までに掲げる書類
- (イ) 入札参加を希望する業種について県又は県の登録を受けている場合は、その登録を受けたことを証する書面の写し
- (ヌ) 測量業務への入札参加を希望する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)に基づき国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し
- (エ) 土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務への入札参加を希望し、かつ、当該業務について国の登録を受けている場合は、国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し(国の受付印が確認できるものに限る。)
- (オ) 商業登記簿謄本又は代表者身元証明書(入札参加を希望する業種について国又は都道府県の登録を受けている場合を除く。)
- (カ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状
- (ヌ) 測量業務への入札参加を希望する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)に基づき国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し
- (エ) 土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務への入札参加を希望し、かつ、当該業務について国の登録を受けている場合は、国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し(国の受付印が確認できるものに限ります。)
- (オ) 佐賀県のホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)からダウンロードできます。
- (カ) なお、佐賀県内の土木事務所及び農林事務所でも取り扱っています。
- (ヌ) 申請書類の提出場所及び提出方法

申請書類は、次の場所に持参により提出すること。

ア 県内に本店を有する建設工事業者

(ア) 佐賀市、多久市及び小城市の区域内に本店を有するもの

佐賀市八戸二丁目2番67号

佐賀土木事務所管理課河川・建設業担当

電話 0952-24-4346

(イ) 神埼市、神埼郡の区域内に本店を有するもの

神埼市神埼町大字鶴3542番地

神埼土木事務所管理課管理担当

電話 0952-52-3187

(ウ) 烏栖市及び三養基郡の区域内に本店を有するもの

鳥栖市元町1234番地1

鳥栖土木事務所管理課管理担当

電話 0942-83-4176

(エ) 唐津市及び東松浦郡の区域内に本店を有するもの

唐津市ニタ子三丁目1番5号

唐津土木事務所管理課管理担当

電話 0955-73-2861

(オ) 伊万里市及び西松浦郡の区域内に本店を有するもの

伊万里市新天町122番地4

伊万里土木事務所管理課管理担当

電話 0955-23-4151

(カ) 武雄市及び杵島郡の区域内に本店を有するもの
武雄市武雄町大字昭和265番地

武雄土木事務所総務管理課管理担当

電話 0954-22-4184

(キ) 鹿島市及び藤津郡の区域内に本店を有するもの

鹿島市大字高津原3400番地
鹿島土木事務所管理課管理担当

電話 0954-63-3225

イ 県内及び県外に本店を有する建設関連業者、県外に本店を有する建設工事業者並びに特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う建設工事業者

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県県土づくり本部建設・技術課入札契約担当

電話 0952-25-7102

4 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第167条の11第1項の規定に該当する者
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者である。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定に該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの
(3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

(4) 建設業法第3条の規定による許可を受けていない建設工事業者

(5) 申請を行おうとする建設工事の種類について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていない建設工事業者

6 競争入札参加資格の認定
申請内容及び当該申請者に係る信用状況、工事施行成績、営業状態等を審

査し、適当であると認めるときは、1に掲げる建設工事の種類又は建設関連業務の種類若しくは部門ごとに競争入札参加資格を認定する。
5の競争入札に参加することができない者に該当する者は、競争入札参加資格がないと認定する。

7 資格審査結果の通知

「入札参加資格決定通知書」により通知する。

8 資格の有効期間及び更新手続

競争入札参加資格の有効期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から平成23年3月31日までとする。

上記有効期間の経過後も引き続き競争入札参加資格を得ようとする者は、平成22年9月頃に平成23年度及び平成24年度に係る競争入札に参加する者の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い競争入札参加資格の審査申請を行うこと。

9 競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び5の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その者の競争入札参加資格を取り消すことがある。